

国家公務員倫理法に基づく本省課長補佐級以上の職員に相当する職員等
及び倫理監督官の指定について

(平成18年3月31日 館長決定)

(本省課長補佐級以上の職員に相当する職員)

- 1 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）第2条第2項第5号に規定する同項第1号に掲げる職員に相当する職員は、次に掲げるものとする。
 - (1) 独立行政法人国立公文書館職員給与規程（平成13年規程第2号。以下「給与規程」という。）第3条に掲げる事務職俸給表の職務の級5級以上の職員
 - (2) 給与規程第3条に掲げる研究職俸給表の職務の級4級以上の職員

(指定職以上の職員に相当する職員)

- 2 倫理法第2条第3項第4号に規定する同項第1号に掲げる職員に相当する職員は、給与規程第3条に掲げる特別俸給表の適用を受ける職員とする。

(本省審議官級以上の職員に相当する職員)

- 3 倫理法第2条第4項第3号に規定する同項第1号に掲げる職員に相当する職員は、給与規程第3条に掲げる特別俸給表の適用を受ける職員とする。

(倫理監督官の指定)

- 4 倫理法第39条第1項に規定する倫理監督官は、次長とする。

附 則

- 1 この決定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成15年10月31日付け館長決定「国家公務員倫理法に基づく本省課長補佐級以上の職員に相当する職員等及び倫理監督官の指定について」は、廃止する。